

第27回総会議事録

(令和4年9月26日開催)

横浜市南西部農業委員会

横浜市南西部農業委員会 第27回総会 議事録	
日 時	令和4年9月26日（月曜日）14時00分～16時15分
開催場所	戸塚区役所 8階大会議室A
出席者の状況	総農業委員数 25名 出席農業委員数 25名 （農業委員14名・農地利用最適化推進委員11名） 欠席農業委員数 0名
開催形態	公開（傍聴者 0名）
議 題	<p>1 議案</p> <p>第1号議案 農地法第3条の規定に基づく許可申請に対する処分について</p> <p>第2号議案 農地法第5条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について</p> <p>第3号議案 農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について</p> <p>第4号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について</p> <p>第5号議案 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について</p> <p>第6号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について</p> <p>第7号議案 農地造成工事の承認について</p> <p>第8号議案 買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあっせんの協力について</p> <p>第9号議案 特定農地貸付けの承認について</p> <p>第10号議案 横浜市南西部農業委員会農地利用最適化推進委員の候補者の選定について</p> <p>2 報告事項</p> <p>第1号 農地法第3条の3の規定による届出について</p> <p>第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出受理について</p> <p>第4号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について</p> <p>第5号 農地の転用事実に関する照会の回答について</p> <p>第6号 農業経営改善計画の認定について</p> <p>3 その他</p> <p>法人の参入概要について</p> <p>農業委員会大会決議事項に代わる要望に関する意見照会につ</p>

	いて
審議結果	第 1 号議案 9 号 許可 10 号 許可 第 2 号議案 6 号 許可相当 7 号 許可相当 8 号 許可相当 第 3 号議案 15 号 承認 16 号 承認 17 号 承認 第 4 号議案 8 号 承認 第 5 号議案 34 号 承認 35 号 承認 36 号 承認 37 号 承認 38 号 承認 39 号 承認 40 号 承認 41 号 承認 第 6 号議案 戸 14-08 承認 第 7 号議案 11 号 承認 12 号 承認 第 8 号議案 泉 133 承認 泉 64 承認 第 9 号議案 7 号 承認 第 10 号議案 承認
議事	
事務局	農業委員会会議規則により北村会長が議長になる。 事務局より出席委員数報告。

議長

第 27 回の総会にお集まりいただきありがとうございます。事務局から報告がありましたとおり、現在出席委員数は 25 名です。よって総会は成立しておりますので、ただいまより第 27 回総会を開会いたします。議事録署名人は、臼居喜代志委員と森雅則委員にお願いします。

それでは議題に入らせていただきます。第 1 号議案「農地法第 3 条の規定に基づく許可申請に対する処分について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局
矢島委員

<第 1 号議案第 9 号を朗読>

県立金井高校から北に約 200m の農振白地 1 筆です。譲受人が経営規模拡大のため購入するものです。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第 1 号議案第 9 号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第 1 号議案第 9 号については、許可と決定します。

議長
事務局
高橋功委員

次に第 1 号議案第 10 号を審議します。事務局から説明をお願いします。

<第 1 号議案第 10 号を朗読>

上瀬谷小学校から北に約 950m の農用地 1 筆ほか 20 筆計 8 団地です。経営移譲のため世帯内で贈与を行うものです。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第 1 号議案第 10 号について、許可とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第 1 号議案第 10 号については、許可と決定します。

議長
事務局

次に第 2 号議案「農地法第 5 条の規定に基づく許可申請に対する意見決定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

<第 2 号議案第 6 号を朗読>

立地基準については、第 2 種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、残高証明により資力があることを確認しています。関連する他法令として令和 4 年 8 月 17 日に雨水浸透阻害行為許可を受けています。

安西八幸委員

岡津中学校から東に約 370m の調整白地 4 筆です。譲受人が申請地を購入し、資材置場に整備するものです。譲受人は藤沢市湘南台を中心に、不動産管理や分譲住宅の建築・販売などを営んでいますが、横浜方面への事業拡大に伴い、拠点となる資材置場として使用できる土地を探していました。現在、現場管理している建築関係の資材や車両を一括管理することで効率化、経費削減を図る計画です。申請地の東側及び北側は畑、西側及び

南側は道路です。周囲は出入口等を除き木杭及び番線で囲みます。場内は砕石敷きとし、雨水は新設するU字溝及び調整池とあわせ自然浸透にて処理します。周囲の農地に支障はありません。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第2号議案第6号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第2号議案第6号については、許可相当と決定します。

議長
事務局

次に第2号議案第7号を審議します。事務局から説明をお願いします。
<第2号議案第7号を朗読>

立地基準については、第2種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、残高証明により資力があることを確認しています。用水路の付替え、廃止について令和4年2月11日道路局河川管理課と、宅地造成規制法について、令和4年8月24日建築局調整区域課と、埋蔵文化財の所在有無について令和4年8月31日教育委員会生涯学習文化財課へ確認済みです。

北村委員
小宮推進委員

議案の詳細については小宮推進委員から説明します。

小雀小学校から北東へ約250mの調整白地2筆です。譲受人が道路切り回し工事のため仮駐車場の設置と、仮設水路を設置する仮設作業場として一時転用するものです。申請地の北側は水路、東側は雑種地、北側、東側いずれも国土交通省の事業用地です。南側は道路、西側は宅地です。周囲は安全鋼板で囲みます。場内は西側の住宅地との境には防草シートを敷き、仮設駐車場を設置する場所は砕石舗装を、仮設水路を設置する際には、一時的に敷鉄板を設置します。その他農地部分は現状のままです。雨水は既設の集水枡に集水するとともに自然浸透で処理する計画です。工期は令和6年3月29日までとなっています。御審議をお願いします。

議長

御質問はありませんか。なければ採決を行います。

第2号議案第7号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員

(総員挙手)

議長

総員挙手と認め、第2号議案第7号については、許可相当と決定します。

議長
事務局

次に第2号議案第8号を審議します。事務局から説明をお願いします。
<第2号議案第8号を朗読>

立地基準については、第3種農地に該当します。申請者の資力信用については、農地法の違反はなく、預金通帳の写しにより資力があることを確認しています。既存宅地との一体性について令和4年8月5日建築局調整区域課と、雨水浸透阻害行為について令和4年7月28日道路局河川管理課と、駐車場内の雨水処理について令和4年9月7日港南土木事務所と協議

	<p>済みです。</p> <p>日限山中学校から東に約 450mの調整白地 1 筆です。譲受人が土地を賃借し、特別養護老人ホームの職員駐車場に整備するものです。申請地の東側は山林・道、西側は宅地（老人ホーム）、北側は畑、南側は道路です。周囲は、出入口部分及び西側を除き、ブロック積みの上、メッシュフェンスを敷設します。東側及び南側は 2 mの急傾斜の法地になっており、工事の施工管理や法面の維持のため、1.5mセットバックし保護地を設けます。西側はブロック積みの上、ガードパイプ敷設します。雨水は自然浸透及び東側にU字溝を施し、新設集水桝から雨水排水管を敷設し、公道上の新設集水桝へ接続し既存U字溝へ流し処理します。残農地は譲受人が 3 条許可を受けた後に賃借し、社会福祉目的で農地を管理する計画です。残農地の駐車場との境界ブロック部分の雨水は、東から西へ傾斜により、法地で自然浸透し、ブロック付近に溜まることはありません。また、営農には既存の西側農作業通路を利用することができ、農地と駐車場の境界には幅 2 mの出入口（高さ 20 c m）を設けるなど農業用資材の運搬がしやすい施工にしています。御審議をお願いします。</p>
白居委員	
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第 2 号議案第 8 号について、許可相当とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 2 号議案第 8 号については、許可相当と決定します。
議長	<p>次に第 3 号議案「農地法の適用を受けない土地に係る運用指針に基づく非農地証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<第 3 号議案第 15 号を朗読>
矢島委員	議案の詳細については内田推進委員から説明します。
内田推進委員	<p>県立横浜栄高等学校から西へ約 100mの調整白地 3 筆です。舞岡上郷線の開発に伴い、通行量の多い道路に面した土地及び斜面の一部となりました。現在はレンタル倉庫敷地の一部及び山林化しています。農地性はありません。御審議をお願いします。</p>
議長	<p>御質問はありませんか。なければ採決を行います。</p> <p>第 3 号議案第 15 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。</p>
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第 3 号議案第 15 号については、承認と決定します。
議長	<p>次に第 3 号議案第 16 号を審議します。事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<第 3 号議案第 16 号を朗読>
安西八幸委員	<p>国道 1 号線不動坂交差点より北西に約 300mの市街化区域の 1 筆です。平成 5 年に工場が建設されて以降、工場敷地の一部として使用されており、</p>

	現在に至ります。農地性はありません。御審議をお願いします。
安西健一委員	非農地の部分と隣に建物が建っている所がありますが、ここ一帯は市街化調整区域になっていると思うのですが。
事務局	この辺一帯は市街化区域になります。なので、ここも市街化区域に入ります。
安西健一委員	市街化区域なのに、なぜ総会に諮るのでしょうか。
事務局	通常であれば届出でもって地目変更手続きとなるのですが、個々の筆を持たれている方が複数にわたり、相続等で所有者が追えない方がいらっしゃる状態です。届出の場合、所有者全員から申請を出していただく必要があります。今回のように所有者が分からなくなっている場合は、届出を受け付けることができません。そういった時、非農地の証明は1人でも申請できるので、地目変更手続きをするために非農地証明をとり、法務局で地目の変更をする。その後には所有権の移転などをすると代理人から聞いています。
議長	他に御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第3号議案第16号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第3号議案第16号については、承認と決定します。
議長	次に第3号議案第17号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第3号議案第17号を朗読>
横山委員	いしかわ幼稚園から南東に約200mの農振白地2筆です。かつては豚舎が建っていましたが、現在は取り壊され住宅敷地の一部として利用しています。農地性はありません。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第3号議案第17号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第3号議案第17号については、承認と決定します。
議長	次に第4号議案「相続税の納税猶予に関する適格者証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第4号議案第8号を朗読>
森委員	葛野小学校から北に約210mの生産緑地1筆です。サトイモなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第4号議案第8号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)

議長	総員挙手と認め、第4号議案第8号については、承認と決定します。
議長	次に第5号議案「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第5号議案第34号を朗読>
福本委員	議案の詳細については間邊推進委員から説明します。
間邊推進委員	環状3号線坪呑橋北側に位置する生産緑地1筆です。苗木及び露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第5号議案第34号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案第34号については、承認と決定します。
議長	次に第5号議案第35号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第5号議案第35号を朗読>
安西八幸委員	緑園西小学校から南西に約550mの生産緑地4筆1団地です。みかんやブドウ、なしなどの果樹を栽培しており、肥培管理は概ね良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第5号議案第35号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案第35号については、承認と決定します。
議長	次に第5号議案第36号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第5号議案第36号を朗読>
青木委員	議案の詳細については相澤推進委員から説明します。
相澤推進委員	緑園西小学校から西に約710mの調整白地2筆1団地ほか6筆、計2団地です。タケノコ及び露地野菜、果樹を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第5号議案第36号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案第36号については、承認と決定します。
議長	次に第5号議案第37号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第5号議案第37号を朗読>
横山委員	上飯田北小学校入口交差点から東に約100mの農用地ほか5筆3団地で

	す。植木を通年で栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第5号議案第37号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案第37号については、承認と決定します。
議長	次に第5号議案第38号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第5号議案第38号を朗読>
青木委員	議案の詳細については金子推進委員から説明します。
金子推進委員	瀬谷さくら小学校から北西に約250mの生産緑地1筆です。ネギやサツマイモなどの露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第5号議案第38号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案第38号については、承認と決定します。
議長	次に第5号議案第39号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第5号議案第39号を朗読>
福本委員	議案の詳細については間邊推進委員から説明します。
間邊推進委員	上中里地区センターの東約50mにある生産緑地2筆1団です。露地野菜、施設野菜を中心に栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第5号議案39号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案第39号については、承認と決定します。
議長	次に第5号議案第40号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第5号議案第40号を朗読>
矢島委員	飯島市民の森から南に約50mの生産緑地4筆です。露地野菜を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第5号議案40号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)

議長	総員挙手と認め、第5号議案第40号については、承認と決定します。
議長	次に第5号議案第41号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 高橋功委員	<p><第5号議案第41号を朗読></p> <p>上瀬谷小学校から東に約130mの農用地8筆1団地及び、瀬谷小学校から東に約300mの生産緑地5筆1団地です。植木を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p>
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第5号議案41号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第5号議案第41号については、承認と決定します。
議長	次に、第6号議案「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 野渡委員	<p><第6号議案 戸14-08を朗読></p> <p>相鉄線ゆめが丘駅から西に約500mの調整白地3筆1団地ほか2筆2団地です。露地野菜および水稻を栽培しており、肥培管理は良好です。御審議をお願いします。</p>
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第6号議案戸14-08について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員	(総員挙手)
議長	総員挙手と認め、第6号議案戸14-08については、承認と決定します。
議長	次に、第7号議案「農地造成工事の承認について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 高橋功委員	<p><第7号議案第11号を朗読></p> <p>上瀬谷小学校東側交差点から南西に約550mの農用地1筆です。排水改善のため、最大約2.0mの土の入れ替えをするものです。工期は令和4年9月26日から令和5年1月31日の予定です。御審議をお願いします。</p>
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。
	第7号議案11号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
議長	次に、第7号議案第12号を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局 高橋功委員	<p><第7号議案第12号を朗読></p> <p>上瀬谷小学校東側交差点から南西に約350mの農用地2筆です。排水改善のため、最大約2.0mの土の入れ替えをするものです。工期は令和4年9</p>

議長 月 26 日から令和 5 年 3 月 31 日の予定です。御審議をお願いします。
御質問はありませんか。なければ採決を行います。
第 7 号議案 12 号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。

委員 (総員挙手)
議長 総員挙手と認め、第 7 号議案第 12 号については、承認と決定します。

議長 次に第 8 号議案「買い取らない旨の通知をした生産緑地地区のあつせん
の協力について」を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <第 8 号議案 泉 133 を朗読>
買い取り希望者がいましたら、令和 4 年 10 月 4 日火曜日までに事務局まで御連絡をお願いします。

議長 御質問はありませんか。なければ採決を行います。
第 8 号議案泉 133 について、買い取り希望者がいましたら、令和 4 年 10 月 4 日火曜日までに事務局に連絡することとし、希望者がいない場合には「希望者なし」として市長あてに回答することを承認することに異議なしとする方は挙手を願います。

委員 (総員挙手)
議長 総員挙手と認め、第 8 号議案泉 133 については、承認と決定します。

議長 次に第 8 号議案泉 64 を審議します。事務局から説明をお願いします。

事務局 <第 8 号議案 泉 64 を朗読>
買い取り希望者がいましたら、令和 4 年 10 月 4 日火曜日までに事務局まで御連絡をお願いします。

議長 御質問はありませんか。なければ採決を行います。
第 8 号議案泉 64 について、買い取り希望者がいましたら、令和 4 年 10 月 4 日火曜日までに事務局に連絡することとし、希望者がいない場合には「希望者なし」として市長あてに回答することを承認することに異議なしとする方は挙手を願います。

委員 (総員挙手)
議長 総員挙手と認め、第 8 号議案泉 64 については、承認と決定します。

議長 次に第 9 号議案「特定農地貸付けの承認について」を審議します。事務局及び農政推進担当から説明をお願いします。

事務局 <第 9 号議案第 7 号を朗読>
農政推進担当 <第 9 号議案第 7 号を説明>
青木委員 議案の詳細については相澤推進委員から説明します。
相澤推進委員 県立松陽高校から東に約 700m の調整白地 1 筆です。1 区画 36 m²から 40 m²を合計 13 区画作るものです。管理は開設者本人が行います。御審議をお願いします。

議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第9号議案第7号について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第9号議案第7号については、承認と決定します。
議長	次に第10号議案「横浜市南西部農業委員会農地利用最適化推進委員の候補者の選定について」を審議します。事務局から説明をお願いします。
事務局	<第10号議案を朗読> 次期の農地利用最適化推進委員について、候補者を選定するために、選定委員会を設置することについて、及び、設置する選定委員会の委員には、農業委員会の理事の中の農業委員をもってあて、委員長を会長、副委員長を会長職務代理としてよろしいか、ご審議をお願いします。また、承認後、委員長の招集を受け、この総会后に第1回目の選定委員会を開催したいので、よろしくをお願いします。
議長	御質問はありませんか。なければ採決を行います。 第10号議案について、承認とすることに異議なしとする方は挙手をお願いします。
委員 議長	(総員挙手) 総員挙手と認め、第10号議案については、承認と決定します。
議長 事務局 議長	次に議案書の報告事項について事務局から説明をお願いします。 <報告事項第1号から第6号まで一括で報告> 報告事項について、御意見等がありましたらお願いします。 御意見等がないようでしたら、その他情報提供・事務連絡を事務局からお願いします。
事務局	<法人の参入概要について説明> <農業委員会大会決議事項に代わる要望に関する意見照会について> <その他情報提供・事務連絡を行う>
議長	以上で、すべての事項を確認しました。全体を通して、御意見・御質問はありますか。 御意見がないようでしたら、これもちまして第27回総会を閉会といたします。 (閉会 午後4時15分)

令和4年9月26日開催 第27回総会出席状況

【農業委員】

番号	氏名	役職名	出席状況	備考
1	北村 豁	会長	出席	議長
2	高橋 功	会長職務代理者	出席	
3	矢島 寛	連合会理事	出席	
4	鈴木 宏		出席	
5	臼井 喜代志		出席	議事録署名人
6	森 雅 則		出席	議事録署名人
7	安西 八 幸		出席	
8	高橋 孝 至		出席	
9	横山 重 雄		出席	
10	福本 清		出席	
11	野渡 リツ子	連合会理事	出席	
12	奥村 玄		出席	
13	青木 司 光	連合会理事	出席	
14	安西 健 一	連合会理事	出席	

【農地利用最適化推進委員】

番号	氏名	役職名	出席状況	備考
1	内田 克 己		出席	
2	金子 秀 喜		出席	
3	小宮 藤 正		出席	
4	安西 勤		出席	
5	相澤 藤 雄		出席	
6	田中 豊		出席	
7	間邊 巖	連合会理事	出席	
8	根本 和 正		出席	
9	門倉 和 美	連合会理事	出席	
10	遠藤 誠 次		出席	
11	高田 芳 明		出席	

会議に出席した関係者の氏名は澤田所長、小高係長、小林事務職員、福士技術職員、吉田技術職員、栗林事務職員、鈴木事務職員